

運転免許証の旧姓（旧氏）登録（併記）について

運転免許証の旧姓の表記を希望する場合、事前に市区町村役場で旧氏登録手続きを完了する必要があります。

旧氏登録についてはお住まいの市区町村に問い合わせをお願いします。

- (1) 住民票では旧氏登録がされている場合、住民票上の旧姓（旧氏）欄に記載されます。

住民票			
〇〇市			
氏 名	氏名の振り仮名	旧 氏	旧氏の振り仮名
免許 太郎	メンキョ タロウ	宮城	ミヤギ

- (2) マイナンバーカードでは旧氏登録がされている場合、追記欄又は氏名の間に記載されます。下記記載例の赤丸のように記載されます。

氏名 免許 太郎
住所 宮城県〇〇市××町1丁目1番1号
平成〇〇年〇月〇日生 〇〇〇まで有効

旧氏 宮城 令和〇〇年〇月〇日

氏名 免許 [宮城] 太郎
住所 宮城県〇〇市××町1丁目1番1号
平成〇〇年〇月〇日生 〇〇〇まで有効

※注意

マイナンバーカードの追記欄に「職権修正 改姓名」の記載されるケースがありますが、これだけでは運転免許証の旧姓併記はできません。

氏名 宮城 太郎
住所 宮城県〇〇市××町1丁目1番1号
平成〇〇年〇月〇日生 〇〇〇まで有効

職権修正 免許太郎 令和〇〇年〇月〇日 〇〇市市長

